

## V-1 政府とその職員の労働組合との関係を規整する1974年12月9日の国法

ボードゥウィン

ベルギー国王

未来に栄光あれ、敬具

以下のものを両院が可決し、朕が承認する：

### 第I章 国法の目的及び効力範囲

#### 第1条

- §1. この国法に基づき制定される規則は国王によりその決定する諸条件の下でその範囲内で例え労働契約で募集された場合でも以下に所属する常勤、研修中、臨時、若しくは補助職員に適用されることが宣言される；
- 1° 司法権の地位にある公務員及び国に所属する公法人を含む国の管理職員その他の公務員；
  - 2° a) 共同体及び地域圏政府の国の管理職員その他の公務員並びに共同体の基礎自治体理事会連合会及びフランス共同体理事会連合会の管理職員その他の公務員；  
b) 基礎自治体によって若しくはそのために設立された教育機関；  
c) フランス共同体理事会によって設立された教育機関；  
d) 基礎自治体、地域圏、共同体の基礎自治体理事会、フランス共同体理事会に所属する公法人；
  - 3° a) フランス共同体理事会によって設立された助成対象教育機関；  
b) リュシア・ドゥ・ブロウツケレ単科大学の経営者法人の承認に関する1996年6月24日のフランス共同体の共同体法に規定されたリュシア・ドゥ・ブロウツケレ単科大学；  
c) 県；  
d) 基礎自治体；  
e) フランデレン共同体理事会；  
f) 基本法第163条及び第165条に規定されたその他の全ての県及び基礎自治体の諸機関；
  - 4° 基礎自治体に所属する公的諸機関；
  - 5° 干拓地及び排水路；
  - 6° —
- §2. 規則を制定するこの国法は以下には適用できないことは明らかである：
- 1° a) 国民代表議会及び上院の職務に就く職員；  
b) 会計検査院の委員及びその職員；  
c) 警察及び情報機関の監督を規整する1997年7月18日の国法に規定された警察官を監督する常設委員会及び情報機関を監督する常設委員会の長はもとより委員、事務総長、職員、各連合調査委員会の委員及びその職員；  
d) 連邦オンブズマンの設置のための1995年3月22日の国法に規定された連邦オンブズマン；
  - 1°の2 —
  - 1°の3 —
  - 2° 司法裁判機構の司法官及び事務総長；
  - 3° 上院の公務員；
  - 4° 軍人；
  - 5° 共同体によって設置された大学、大学のセンターの教職員、ゲンブルー農業科学部の教授団；
  - 6° 国家の安全の外勤要員；
  - 7° 原子力の分野の国家安全のために働く公務員及びその側面援助の実施要員；
  - 8° —
  - 9° 二つの基準で構成される統合警察勤務職員。
- §3. この規整は同様に以下の委員及びその職員には適用できないことは明らかである：
- 1° N.M.B.S.持株会社；
  - 2° —
  - 3° 一定の経済的公共事業の改善に関する1991年3月21日の国法第1条の§4に分類されたその他の独立公共事業。

### 第II章 交渉

#### 第2条

- §1. 国王により特定の緊急事態とされたりその他の特定の事態とされたりした場合には関係行政庁はそのために設置された委員会において労働組合代表との交渉を決められない：

1° 以下の事項の基本的規則：

- a) 短期・長期の休暇規則を含む行政規則；
- b) 俸給規則；
- c) 年金規則；
- d) 労働組合との関係；
- e) 社会福祉の組織。

国王は其中で取り扱われている事項及びその中に取り入れられている規定の報告と併せて基本的規則を指示する。このためにあらかじめ本条に規定された交渉を進める勅令を決定する。

国王が第1項の a)、b)、c)の事項の実施のために決定し法令の下に含まれる職員にのみ適用される基本的規則は職員を雇用する労働協約にも同様に適用される。

2° 公布される規則の条項は後の職員構成の確定の観点から若しくは労働期間及び労働組織に関して内部規律の一般的事項、一般的指針となる。

国王は労働組織について本法の趣旨と解されるようにしなければならないものを決定する。そのためにあらかじめ本条に記述した交渉を進める勅令を決定する。

§2. §1に規定された件が提案される法案又は命令若しくは規則の案の前にこの規定に対応する交渉が行われる。一定の経済的公共事業の改善に関する1991年3月21日の国法第1条の§4に分類された独立公共事業に案が関係する場合にも交渉を行う前に関係委員会は其の名称を持った国法の第31条に規定された公共事業委員会において助言を受ける。

§3. 国王は交渉手続のためにさらに細則を決定する。

### 第3条

§1. 国王は以下の総務委員会を整える：

- 1° 連邦、共同体、地域圏の公務員のための委員会；この委員会は管理者、機関、公務員を意味する専ら第1条§1の1°の職員に關係する事項を所管する；
- 2° 県及び基礎自治体のための委員会；この委員会は管理者、機関、公務員を意味する専ら第1条§1の3°から5°までの職員に關係する事項を所管する；
- 3° 全ての政府機関のための共同体委員会；この委員会は關係職員を意味する1°について及び2°についての事項を所管する；特に社会計画に関してそう呼ばれる協定に照応する一般的団体協約に属する事項について；但し第II章の規定を侵害することなくその委員会は關係職員を意味する1°について及び2°についての民間防衛に関する1963年12月31日の国法の第19条に規定された総則に関する事項を専管する県及び基礎自治体の政府機関のために存在する。

原則として2年間全政府機関のための共同体委員会においては各部門共通の社会計画について交渉が行われる。交渉は連邦権限に属する事柄及び關係する職員を規定する1°について及び2°についてと同様に第3条§1第7項及び§3、第9条の2§1の1°及び2°のf)、§5に規定された事柄に關係する。交渉は交渉に同意して委員会に出席している政府及び労働組合に關係するその他の事柄にも關係できる。

連邦政府の代表も第1条の§1の2°に規定された個々の政府及び連合の一人乃至複数の代表はその委員会における政府代表団の一部をなす。連邦政府、共同体、地域圏、共同体の共同体理事会及びフランス共同体理事会は交渉の間に取る立場をあらかじめ協議する。

全ての政府機関のための共同体委員会の議事日程の初回の各部門共通の計画についての交渉が登録されるときから4か月間は交渉委員会の議事日程について部門別社会計画に関する課題は全くなされない。

原則として2年間の期間に各部門共通の計画について協定が締結されないとしてもなおそれ以降も多分若干の政府機関の職員について部門別計画が締結され、その期間中に必要且つ補完的な各部門共通の社会計画について同名の委員会において交渉がなされることになる。

同委員会は加えて本法によって制定された規則が明らかに適用される政府機関の職員が専ら關係している事柄について必要な両会議の勧告若しくは提案が効果的に適用される全ての場合に全国労働会議や労働の予防及び保護のための最高会議にも代理を立てる。

第1項に反して§2のこの文節の1°及び2°、並びに第4条の§3は専ら全ての政府機関のための共同体委員会に提案される：

- 1° 本法及びその施行令の改正の提案；
- 2° 若干の政府部門の職員の労働組合奨励金の承認及び支給に関する1980年9月1日の国法若しくはその施行令の改正の提案；
- 3° 連邦の権限に属する職歴の中断の側面。

全ての政府機関のための共同体委員会の事務局長は委員会に在籍している政府機関及び労働組合の監督のために以下に責任を負う：

- 1° 全国労働組合会議において締結された団体労働協約及び連邦、共同体、地域圏の政府機関及び共同体、地域圏の各部門委員

会のための委員会での協議の後の議事録についての情報提供；

2° 委員会での起こりうる協議の観点で政府機関の職員に関係しているヨーロッパの関係資料及びヨーロッパの指針の通知並びにそれに従っての行動；

3° 団体協約関係、職歴、労働条件、公私両分野の給与の展開を追求する研究機関の設立及び組織。

§2. 但し連邦、共同体、地域圏の政府機関のための委員会は第4条によってそのために少なくとも二つの部門委員会が設置される少なくとも二つの連邦、共同体、地域圏の政府機関の職員に関係している事項を取り扱う場合には専権を有する。

§1の第1項3°の第2の意味に反することなく、県及び基礎自治体の委員会はそのために少なくとも二つの特別委員会が設置される少なくとも二つの県若しくは基礎自治体の政府機関の職員に関係している事項を取り扱う場合には専権を有する。

§3. 団体労働協約及びその適用のための（労使委員同数の）労使調停委員会に関する1968年12月5日の国法が職員に全てが適用される国法若しくは規則の諸条項、労使調停委員会で締結された団体労働協約、及び全国労働会議の提案は本法によって制定される規則が明らかに適用される職員のための特別規則と見なす観点から第7項の意味での政府若しくは労働組合代表の提唱による職員に関して権限を有する交渉委員会か若しくは協議委員会に提案される。

**第3条の2** 第2条に規定された交渉及び第12条でいま一度規定される協議の後県及び基礎自治体政府機関、並びに公的助成を受ける教育の職員に対して専権を持つ者の委員会に設置される各課及び係は共同体の場合は、共同体法により、連邦政府の場合は勅令により認められる権限を行使する。

#### 第4条

§1. 国王は以下の委員会を設置する：

1° 第1条§1の1°及び2°に規定された勅令、機関、官職により数で最高25の部門委員会；

2° 第1条§1の3°から5°までに規定された勅令、機関、官職、及び特に公的助成を受ける教育のための特別委員会；

3° 2°に規定された政府機関の公的助成を受ける教育のための分離された特別委員会。

§2. 国王は個々の部門委員会、個々の特別委員会の管轄域を決定し、その管轄下に入る政府機関若しくは政府諸機関を指定する。

§3. 個々の部門委員会及び個々の特別委員会はそのために設置される機関若しくは諸機関の職員を専権している事項について権限を有する。

#### 第5条

§1. 国王は交渉委員会の構成及び活動様式を決定する。

§2. 連邦、共同体、地域圏の政府機関のための委員会においては、一方では公務員問題大臣及び予算大臣又はしかるべきその授権された代理者が政府代表団の多数を占め、他方では第1条§1の2°に規定された職員が直接の当事者になるまでに一人乃至複数の委員は提案によってそれぞれ政府若しくはその連合又はしかるべき授権されたその代理者にそれぞれ関係を持って指名される。

共同体、地域圏、共同体の共同体理事会及びフランス共同体理事会が直接の利害を持っているそれぞれの提案については全ての関係政府及びその連合とともに連邦政府によって事前協議が開催される。政府代理の最終的な観点は連邦政府機関及びその関係政府並びにその連合によって共同決定される。

制度改革のための1980年8月8日の特別法の第87条§4に規定された勅令の補足若しくは改正によって第1条§1の2°に規定された職員は直接の当事者とされる；同じ規則は国王が前述の勅令に基づき第1条§1の2°に規定された政府若しくは連合の助言又はそれらとの協議を経て行う決定について効力を有する。

§3. 県及び基礎自治体の政府機関のための委員会においては、一方では内務大臣若しくはしかるべき授権されたその代理者がその政府代表団の多数を占め、他方ではこれにより第1条§1の2°に規定されたそれぞれの政府若しくは連合の一人乃至複数の委員が指名される。

§4. 全ての政府機関のための共同体委員会においては、一方では公務員問題大臣及び予算大臣又はしかるべき授権されたその代理者が政府代表団の多数を占め、他方ではこれにより第1条§1の2°に規定されたそれぞれの政府若しくは連合の一人乃至複数の委員若しくはしかるべき授権されたその代理者が指名される。

§5. 部門委員会においては公務員問題大臣及び予算大臣若しくはしかるべき授権されたその代理者が政府代表団の多数を占める。

§6. 第3条§1第3項に反することなく、第1条§1の1°に規定された政府若しくは連合の代表団は、共同体により若しくはその代理として若しくはフランス共同体理事会により設置された教育機関、共同体、地域圏、共同体の共同体理事会、又はフランス共同体理事会、さらには第1条§1の1°及び2°に規定された勅令、機関、官職の管轄下にある公法人の職員に関係のある事項の全ての部分を総務委員会において協議する。

**第6条** 労働組合の代表は全員交渉委員会に議席を有する。

**第7条** 全ての政府機関のための共同体委員会において有する議席については連邦、共同体、地域圏のための委員会、県及び基礎自治体の政府機関のための委員会においては同時に以下のそれぞれの労働組合代表と見なされる：

1° 全国的分野で活動する；

2° 政府機関の職員の全ての部門の利益が擁護される；

3° 全国労働会議において代表される労働組合への加盟。

## 第8条

§1. 部門委員会に有する議席については以下の代表と見なされる：

1° 連邦、共同体、地域圏政府機関のための委員会に議席を有するそれぞれの労働組合；

2° 1°に反することなく同時にそれぞれの労働組合；

a) 委員会の管轄下にある政府機関の職員の全ての部門の利益が擁護される；

b) 全国分野のセンターとして設立された労働組合若しくは同じ分野で設立された労働組合の一部と結合された；

c) 1°に規定され委員会の管轄下にある機関の職員の数を代表する少なくとも10%以上の数の加入者分担金を持つ委員のその他の労働組合の中の最大の数の加入者分担金を持つ委員。

§2. 特別委員会に有する議席については以下の代表と見なされる：

1° 県及び基礎自治体の政府機関のための委員会に議席を有する個々の労働組合；

2° 1°に反することなく § 1 の 2° の条件を満たす個々の労働組合。

第9条 全ての交渉の結果はそこに記録される議事録に書き留められる：

1° 代表団の全員の全会一致の協定か；

2° 政府代表と一つ乃至複数の労働組合代表との協定、さらに一つ乃至複数の労働組合代理の観点か；

3° 個々の代表のそれぞれの観点か。

## 第II章の2 最低限の権利

### 第9条の2

§1. 本章の適用によって以下の事項について最低限の権利が決定される：

1° a) 児童手当；

b) 労働災害及び職業病；

c) 年金の権利及び年金の調整を考慮して共同体、地域圏、共同体の共同体理事会、若しくはフランス共同体理事会の管轄下にある公法人の規約で定められた職員の生計の道である固有の年金規則を除き特に階級の廃止に関する国法で部局の機構改革若しくは再編の領域で廃止された階級と結び付いた俸給の支給の決定について適用されなければならない原則を含む年金に関する細則；

d) 消費者物価指標と連動する給与体系；

e) 雇用関係の中断に伴う社会保障

2° a) 最大労働時間；

b) 最小限の年次休暇日数；

c) 出産休暇の法的金銭的権利に関する最低限の規則；

d) 休暇手当として認められる月給の総額の最低限の率；

e) 完全就業に保証される最低限月収；

f) 年金の権利と廃止された階級と結び付いた俸給の支給の決定について適用されなければならない原則を含む共同体、地域圏、共同体の共同体理事会、若しくはフランス共同体理事会の管轄下にある公法人の規約で定められた職員の生計の道である固有の年金規則に関する細則。

§2. 全政府機関のための共同体委員会に在席する関係政府機関若しくは労働組合の発議で国王により § 1 に規定された事項の名簿は閣議での協議を経て決定された勅令によりその委員会での交渉を経て補充される。

§3. § 1 の 1° に規定された事項に関するものは全て最低限の権利の法律条項である；

§4. § 1 の 2° f) に規定された事項に関するものは全て最低限の権利の法律条項である；

§5. それについて本法が適用されることが明らかな規約で定められた職員は誰かについては § 1 の 2° の a) から e) に規定されたそれぞれの事項における最低限の権利は閣議での協議を経て勅令により国王によって決定される。

第9条の3 第9条の2の § 1 の 1° 及び 2° f) に規定された最低限の権利に関する提案は専ら全政府機関のための共同体委員会に提出される。

第9条の2の § 5 に規定される最低限の権利の決定若しくは修正のための勅令の草案は専ら全政府機関のための共同体委員会に提出される。

連邦政府、共同体及び地域圏の政府、共同体の共同体理事会連合及びフランス共同体理事会連合は前もって交渉の期間中に第9条の2の § 5 に従って全政府機関のための共同体委員会での決定若しくは修正に関する個々の提案に取り込まれるであろう観点を提起する。

### 第9条の4

§1. 委員会に在席する労働組合の一人乃至複数の代表が提案がこの委員会に提出される本章の規定についての論議の中で意見があれば最初にこの委員会の権限について交渉が行われることになる。

§2. 政府代表と労働組合代表との間に § 1 に規定された委員会の権限について意見の一致がない場合には、且つこの委員会はもとより総務委員会に在席の労働組合代表の要請で権限ある政府に従って全政府機関のための共同体委員会、県及び基礎自治体の政府機関若しくはこの委員会に設置される権限ある分科会において権限ある場所について交渉が持たれる。

第1項に規定された要請は領収書付の書留郵便で権限についての交渉が起こる委員会の議長に送付される。

第2条 § 3 に反して全政府機関のための共同体委員会、県及び基礎自治体の政府機関若しくはこの委員会に設置される権限ある分科会においての交渉手続のための期間は議事録の最終原本が政府代表によってそのような方法で第2項に規定された書留郵便の受領の日の後30日以内に作成される。

§3. § 1 に規定された交渉は全政府機関のための共同体委員会、県及び基礎自治体の政府機関若しくはこの委員会に設置される権限ある分科会での交渉の結論が議事録に記録されない限り終わらせることはできない。

§4. 提案が第9条の2の § 5 に従って国王によって決定された最低限の権利としてあまり望ましいものでない場合には、 § 2 に規定された労働組合代表は権限ある政府に従って全政府機関のための共同体委員会、県及び基礎自治体の政府機関若しくはこの委員会に設置される権限ある分科会の議事録にその提案を記載することを求めることができる。

その要請は領収書付の書留郵便で第1項に規定された権限ある委員会の議長に送付される。

第2条の § 3 に反して全政府機関のための共同体委員会、県及び基礎自治体の政府機関若しくはこの委員会に設置される権限ある分科会においての交渉手続のための期間は議事録の最終原本が政府代表によってそのような方法で第2項に規定された書留郵便の受領の日の後30日以内に作成される。

### 第II章の3 権限違反

第9条の5 同様な事項に関係を有する提案の決定が連邦政府によって授権された交渉委員会若しくは協議委員会の所管となる場合には政府は第7条の意味での労働組合代表との協議を経て総務委員会に提出された提案の全体をやはり総務委員会のそれぞれの権限を侵害することなく決定できる。

### 第III章 協議

#### 第10条

§1. 国王はそれに従って協議委員会公務員若しくは公務員集団のために設置される規則を制定する。委員会の構成及び行動様式に関する規則も制定する。

§2. 国王は同様にそれぞれが専ら適切に決定された事項に権限のある又はそれについて設置を命じられた公務員若しくは公務員集団のためのいろいろな協議委員会を設置できる。

#### 第11条

§1. 国王が決定した緊急事態の場合及びその他の国王が決定した場合を除いて権限ある行政機関はその場合に依じて労働組合との協議を経て第10条に相応して設置される委員会において若しくは第12条の2により設置される委員会では以下のことは決定できない：

1° 関係協議委員会の管轄下にある政府機関の職員構成の取決めの決定；

2° 国王が第2条 § 1 の1°の最後の項に従ってさらに上述の政府機関に固有の労働時間及び労働組織に関係している基本原則とは見なさない諸規則。

同様に前もって内部規律について及び第1項の2°に規定されている事項に関係している指針について協議に付きなければならない。

協議委員会は本項に基づいて提起される提案について適切な根拠を有する助言をもたらす。

同様な規則に従って委員会では人間関係の改善若しくは生産性の向上にまで及ぶものまで審議に掛けることができる。

§2. 国王は労働災害防止及び労働保護について私企業に指示する委員会にある権限をその指名する協議委員会に認める。

§3. 国王は協議手続の細則を制定する。

第12条 部門委員会若しくは特別委員会において労働組合代表は既定の委員会の領域内に設置される協議委員会に在席している正当な代表である。

第12条の2 第11条 § 1 の規定に違反することなく国王が第2条 § 1 の1°の最終項に従って協議については基本的な規則とは見なしでない以下の諸規則が提案される：

1° 諸規則が少なくとも二つの部門委員会の管轄下にある職員に関係しているときには連邦、共同体及び地域圏の政府機関のための委員会；

2° 諸規則が少なくとも二つの特別委員会の管轄下にある職員に関係しているときには県及び基礎自治体の政府機関のための委員会；

3° 諸規則が一つ乃至複数の部門委員会の管轄下にある職員及び一つ乃至複数の特別委員会の管轄下にある職員に関係している場合には全政府機関のための共同体委員会。

第1項の3に述べられた総務委員会の協議は協議委員会の行動様式及び協議手続に関して第10条 § 1 及び第11条の § 3 を実行する規定に対応して進行する；委員会は第11条 § 1 第3項に規定された適切な根拠を有する助言に達する。

## 第三章の2 交渉及び協議に共通の規定

### 第12条の3

- §1. 本条は第11条 § 1 の3°から5°に規定されるように政府機関に適用される。
- §2. 政府は以下の条件が満たされる限りそれについての交渉及び協議の提案に服することが免除される：
  - 1° 監督官庁の発する勧告の適用に関する提案；
  - 2° 総務委員会若しくは県及び基礎自治体の政府機関のための委員会に設置された部局若しくは分科会での交渉若しくは協議の結果としての第9条の1°若しくは2°の意味での協定議定書又は適切な根拠を有する助言を対象にする勧告；
  - 3° 適用するために修正若しくは逸脱のない勧告を目的にしている提案；
  - 4° 権限ある官庁によって召喚を免除する意図を領収書付の書留郵便で知らされた後権限ある交渉若しくは協議委員会に在席している労働組合のそれぞれはその提案の委員会への提出は郵便の受領の日の後3労働日以内は要請しない。

### 第三章の3 教育

**第12条の4** 本章は権限ある共同体限りの教育機関の管轄下にある職員に遅くとも本法第24条 § 2 を利用する本章の発効の日に適用される。

**第12条の5** 加えて第5条 § 1 に従って規定される交渉委員会の構成は同様にそれぞれの場合に応じて設置される統治機関若しくは統治機関の連合体となる第12条の4に規定される職員のために設置される部門委員会及び第3条の2に規定された分科会の一部となる。第9条に反してそれぞれの交渉の結論は各代表のそれぞれの観点が記録された議事録に記載される。

**第12条の6** 共同体の事項と考えられる事項はそれぞれの共同体政府が第12条の5に規定された部門委員会若しくは分科会及び自らがその議長を務める権限ある共同体によって設置される助成を受ける自由教育のための委員会と一緒に招集する。共同体政府が議長を務める。

**第12条の7** 第2条の § 1 及び第11条の § 1 に反して第12条の4に規定された職員のために第10条に従って設置される委員会は第11条の § 1 に記載された事項についての交渉を所管する。

## 第四章 社会福祉

**第13条** 国王は規則に従って社会福祉のために設置している行政庁か若しくは代表が第8条の意味の各種の労働組合かにその全体若しくは一部の運営を任せることを決定する。

国王によって決定された条件の下で社会福祉のために設置し賛成を表明した行政庁の場合には公共施設、公共福祉施設若しくは非営利団体に運営の責任が負わされる。

## 第五章 統制手段

### 第14条

§1. 国王によって決定された期限6年ごとに委員会若しくは社会福祉のための交渉委員会において若しくは運営委員会において第8条及び第13条に規定された一定の加入者分担金を支払う委員に関する基準を満たす場合に応じて在席しているか若しくは在席を要求するのが望ましい労働組合を検証する。

委員会は司法部の判事からなる3人の執行委員及び3人の代理委員で構成される。国王によって指名される。議長及び副議長はオランダ及びフランスの例証について知識を持っていなければならない。委員会は委員会に二人の委員が出席すれば審議は有効である。

委員会は全会一致で決定する。

第1項に規定された労働組合は要請があれば適用される項の適用に必要な証拠資料を委員会に提出する。

委員会議長の要請により当局若しくは本法により制定された規則に関係する職員が入手される修正された職員名簿の適用を受ける官庁若しくは機関を決定しなければならない。

委員会の委員及び職員のためには必要ならば労働組合によって提供される通知の内容に関する職業上の秘密の遵守義務が適用されるべきである。

関係労働組合の代表は組織に関する検査の実施の全てに参加しなければならない。

§2. 委員会によって § 1 の第1項に規定された条項を満たしていないと確定された労働組合は、課せられた諸条件が確定以前から確かに満たされていなかったと考えられる場合には6年の期限前に新たな検査を要請しなければならない。

新たな検査でその労働組合が課せられた諸条件を満たしていることがはっきりした場合には直ちにその代表と見なされる委員会に議席を有する。

§3. 国王は「加入者分担金支払条項」の下で本法の第8条及び第13条の意味での「職員」及び「職員群」と解されなければならないことを決定する。

## 第六章 承認

**第15条** 本法によって制定される規則が適用される職員の労働組合は国王が決定する場合を条件として関係当局により法令の写し及び責任ある指導者の名簿の書留郵便による送付が行われるや直ちに承認される。

関係当局その法令若しくは責任ある指導者の名簿に書き入れる修正に気が付いた場合だけ承認を留保する。

**第16条** 承認された労働組合は国王によって決定された条件の下で以下のことをしてよい：

- 1° その代表する職員の共通の利益の場合又は職員構成員の特殊な利益の場の当局への介入；
- 2° その立場に立って行政庁による行為を正当化しなければならない職員構成員；
- 3° 官庁の局内の通知の掲示；
- 4° その代表しなければならない職員の管理に関する一般的な記録の受領。

## 第VII章 労働組合代表の特権

**第17条** 国王によって決定された諸条件の下で本法によって認められたその他の特権に反することなしに労働組合代表は以下のことをしなければならない：

- 1° 承認された労働組合の特権の行使；
- 2° 職務時間内の局内での組合費徴収；
- 3° 競争試験についての且つ試験委員会の特権を侵害することなく職員群のために準備される試験についての提案；
- 4° 局内での集会の準備。

## 第VIII章 労働組合に関する条項

**第18条** 国王は労働組合のために政府機関内での活動問題に適用される規則を定める。国王はこの資格を持っている職員群の行政上の立場、及び勤務時間と同等視される労働組合の任務を果たす時間の場合の多くについて決定する。

国王は職員群の資格にある若干の代表に労働組合によって支払われる金額の当局への払戻しに関する規則を制定する。

但し国王は自ら決定した条件及び基準に従って労働組合代表の払戻金の全額若しくは一部を免除することができる。国王は他の機関の管轄下にある職員のために関係機関の助言を経て連邦政府機関が要請している権限を行使できる。助言の表明は全く自由である。

## 第IX章 修正・削除・最終決定

### 第I節 修正及び削除の決定

**第19条** 国王は疑問のある規則についてそれぞれの条文の対比が示される以下に列記される国法の修正について権限を有する：

1. (1952年6月10日の国法)。
2. 団体労働協約及び第2条の§3の1の合同委員会に関する1968年12月5日の国法：  
第12項に規定された国王の職権で本法によって制定された国、県、基礎自治体、公共団体、公益機関の職務に就く関係職員が明定される諸規則の適用される時期を終了させる規則の条文で補完する。
3. 経済発展、社会的向上、財政再建のための1961年2月14日の国法の第4編の若干の条文の修正、共同体法第75条を補完する1961年2月28日の国法第9条の廃止のための1961年7月27日の国法：  
労働組合の鑑定がこの後者の利益を得る職員群のための本法について制定される細則によって取って代わられることを規定する。
4. 教育国家公務員の規則に関する1964年6月22日の国法第7条第3項：  
第3項は労働組合の鑑定の廃止がもたらした結果としての本法の規定に適應する。

**第19条の2** 本法が適用される政府機関に関しては合同委員会において、労使協議会において、若しくは本法によって準備された交渉若しくは協議委員会において行われる労働組合代表との共同作業において本法に従って進められる手続を修正するために以下に列記する国法に従って国王に委任される：

- 1° 労働を規整する1965年4月8日の国法；
- 2° 1971年3月16日の労働法；
- 3° 祝日に関する1974年1月4日の国法。

**第20条** 初等教育の規整の国法が適用されて教育する教育職員の労働組合への出向の地位に関する1954年3月10日の国法は下記のように修正し補完される：

- 1° 国法名は下記のように修正された：「助成を受ける自由教育の助成を受ける職員群の労働組合への出向の地位に関する国法」；
- 2° 第1条では「受け入れられるか受入可能な公立の」の表現が「完全な教育課程を備えた助成を受ける自由教育機関」に変更された；
- 3° 第2条では「基礎自治体議会の若しくは」の表現及び「受け入れるか受け入れできる」の表現が削除された；
- 4° 第4条第2項及び第3項では「国、基礎自治体若しくは受入可能な学校の管理者」の表現が「国、若しくは助成を受ける自由教育の助成機関」に変更された；
- 5° 第6条では「受け入れるか若しくは受入可能な初等教育と幼稚園の教育」の表現が「助成を受ける自由教育の助成を受ける職員群」に変更された。

**第21条** 若干の公益機関の統制に関する1954年3月16日の国法の修正及び補完のための1967年4月18日の勅令第4号の第12条によって一部無効にされたそれによって委任された規整が規約の中で十分に検証するための幾らかの修正がなされた1927年7月20日の国法によって挿入された全国鉄道支線協会の規約第39条は1967年4月30日付で改めて完全に発効された。

**第22条** 無効にされたのは：

1° 国家教育公務員の規則に関する1964年6月22日の国法の第1条第9項の9°；

2° 行政事項における言語の使用及び國務院の国法の調整に関する國務院の制度を支える1946年12月23日の国法に適應するための1973年1月12日の勅令の第102条第2項の助成を受ける自由教育の助成を受ける職員群の労働組合への出向の地位に関する1954年3月10日の国法は教育立法の若干の修正のための1959年5月29日の国法第12条の2の§3勅令によって規定される助成を受ける自由教育の助成を受ける職員群の行政上の立場及び休暇規則に関する規定の発効の日に無効にされた。

## 第Ⅱ節 最終条項

**第23条** 本法の別の条項は国王によって発効させられ、資料に基づいて国王が制定する規則に従って明解に適用される。国王が第4条の§1の2°を発効させる時点で助成を受ける公教育のための教育立法によって指示された合同委員会が設置されない場合には国王はそのために教育独自の特別委員会を設置する。

本法の施行に関する勅令は閣議で協議され、労働組合協議会には適用されない。これに反した個々の決定にもかかわらず公益機関に關係のあるそのような決定は諸機関の提案及び助言に優位してはならない。

**第24条** 1974年12月19日の国法が明確に適用され共同体及び地域圏に委任され職員群のために上述の国法の施行のための1984年9月28日の勅令の補遺Iでの修正が発効し始めるまで交渉・協議委員会に権限が残される。

**第25条** 本法に従って設置される交渉・協議委員会はすでに国会の検査のための委員会によって確定された現存の労働組合代表に基づきベルギー官報に公告されている第14条§1に規定される次の最初の国会の検査の結果が出るまで活動する。

**第26条** 以下を除いて1989年1月1日付で発効した1989年7月6日の国法によって行われた本法の修正：

1° ベルギー官報に公告されている間の翌月の初日に発効する第11条§1及び第12条の2の修正条文；

2° その条文を施行する勅令によって規定された資料を発効させる第2条§1の修正条文。

### 第27条

§1. 社会問題各種の条文に関する1991年7月20日の国法によって本法にもたらされた修正は1990年1月1日付で発効していた第3条§1第8項を除いて制度改革のための1980年8月8日の特別法第87条§4に規定された勅令の発効の日に発効する。

§2. 1993年7月22日の国法によって本法にもたらされた修正はベルギー官報に公告されている間の翌月の初日に発効する第2条§1の新たな第3項を除いてベルギー官報に公告されている間の翌月の初日に発効する。

**第28条** 本法の公布は国璽によって権限が与えられることを命じベルギー官報により公告される。

1974年12月19日ブリュッセルで成立

国王 **ボードゥウィン** 經由

総理大臣 **L・ティンデマン**

内務大臣 **J・ミヘル**

公務員國務大臣 **L・D・ヘセレール**

国璽で承認された：

法務大臣 **H・ヴァンデルポールテン**